江東区立第二辰巳小学校 PTA 会則

【第1章】名称及び目的

第1条 本会は「江東区立第二辰巳小学校 PTA」と称する。

第2条 本会の事務所は第二辰巳小学校(東京都江東区辰巳1-1-22)に置く。

第3条 本会は会員と児童の幸福を願い次の目的をもつ。保護者と教員との協力に

より学校と家庭と社会における児童の幸福な成長をはかり、あわせて会員の教養を

高め、教育環境の向上をはかること。

【第2章】会員

第4条 本会の会員は、第二辰巳小学校に在籍する児童の保護者、及び教員をもって会員とす

る。

第5条 会員は、第25条に規定する会費の額を納入する。

第6条 会員は、第9条に規定する本部役員又は委員を、児童が第二辰巳小学校に在籍する期間

中に児童1名につき1回以上務めるものとする。又、会員の議決権及び本部役員、委員

長、委員の就任権は、1家庭1名を原則とする。

第7条 会員の個人情報に関する取り扱いについては、「江東区立第二辰巳小学校 PTA個人情報

取扱細則」に定める。

【第3章】活動

第8条 本会は次の事業を行うことができる。

- 1. 学校の教育活動への協力
- 2. 懇親会、講演会などを通して会員の親睦を深め、教養を高めることに関すること
- 3. 広報誌の発行
- 4. 児童の安全及び健全育成に関すること
- 5.【第1章】第3条に掲げる本会の目的を達成するためのその他の事業

【第4章】本部役員及び委員

第9条 本会は、次の本部役員及び委員、会計監査をおく。

1. 本部役員

(1) 名誉会長 1名 (学校長)

(2) 会長 1名 (保護者)

(3) 副会長 15名 (保護者14名、副校長) (4) 書記·IT 3名 (保護者2名、教員1名)

(5) 会計 4名 (保護者3名、教員1名)

(6) 会計監査 3名 (保護者2名、教員1名)

副会長、書記、会計、会計監査は各々教員1名を含み、必要により若干名

増減することができる。

2. 実行委員会

本部役員(1)から(6)で実行委員会を組織する。

- 3. 各委員会(学校委員会、広報委員会)の委員長、副委員長、委員
 - (1) 委員長 1名(保護者)
 - (2) 副委員長 2名(保護者1名、教員1名)
 - (3) 各委員会の委員は、各学級より選出された保護者と教員全員
- 第10条 原則として、本部役員の任期は2年、各委員長及び委員の任期は1年とするが、運営を円滑に行うため2年以上の継続を望む場合もある。
- 第11条 欠員が生じた場合の対応は以下の通りとする。
 - 1. 本部役員及び各委員長に欠員が生じたときは、会長がその後任を委嘱し、 第9条第2項の実行委員会において、委員の過半数の承認を得る。
 - 2. 各委員に欠員が生じたときは、該当クラスで協議し、後任を決める。
- 第12条 本部役員の選任は、選考委員会において選出し、会員総会の承認を得る。 選考委員会は、本部役員会より4名、教員より2名、合計6名で構成する。
- 第13条 本部役員及び委員会の任務は、次のとおりとする。
 - 1. 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
 - 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその代理者となる。
 - 3. 書記は、議事の記録、文章の起案など庶務一般に当たる。
 - 4. 会計は、会計事務を処理し、年1回の監査を受け、総会に決算報告をする。
 - 5. 各委員会の委員長、副委員長、委員は、その委員会の事業の企画とその推進を 図る。
 - 6. 学校委員会は、互いに協力し、行事の企画・運営にあたる。また、地域・近隣他校 と連携し、児童の安全及び健全育成等に努める。
 - 7. 広報委員会は、定期的に広報誌を発行するなどの広報活動等を行うものとする。
 - 8. 卒業対策委員会は、卒業記念品等の立案・手配及びそれに関連する活動を行い、謝恩会の計画と実施にあたる。
- 第14条 会計監査は、本部役員・各委員会委員長経験者とし、年1回会計を監査し、総会に おいてその 結果を報告する。

【第5章】総会

- 第15条 定期総会は、毎年度初頭に開き、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 第16条 臨時総会は実行委員会の発議または会員の3分の1以上の要請により開催する。
- 第17条 総会の議長は、会員より選出する。
- 第18条 総会においては、次のことを決定する。
 - 1. 会則の改定及び変更。
 - 2. 本部役員の承認。
 - 3. 予算及び決算の承認。
 - 4. 各委員会の活動報告及び計画の承認。
 - 5. その他の必要な議案の審議。
- 第19条 会員は委任状の提出によって出席に代えることができる。

【第6章】実行委員会

第20条 実行委員会は各期に1回以上開催することとし、予算案、決算案、その他 重要

議案、本会則にない事項の協議を行い本会の運営にあたる。

【第7章】会計

第21条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第22条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

第23条 会費金額は、実行委員会において会計年度当初に行う予算審議の際、暫定的に決定し

定期総会において承認をうける。

第24条 原則として、契約期間が1年超の新規のリース契約は締結しないものとする。

ただし、個別に実行委員会で承認を得た契約は、契約期間が1年超のリース契約

であっても締結できるものとする。

第25条 本会の会費は1家庭につき年額3000円とする。

なお、会費は前期・後期各1500円ずつ分割して納めることができるものとする。

第26条 一度納めた会費は返還しないものとする。

また、転入学者は第二辰巳小学校に転入した月の次月から年度末までの月数に、

第25条に 定める会費年額の月割り額(1ヶ月250円)を乗じた額を納入する。

【第8章】顧問及び相談役

第27条 顧問及び相談役の任務と選出方法は次のとおりとする。

- (ア) 顧問は会長経験者、相談役は本部役員経験者とする。
- (イ) 顧問及び相談役は、本部役員の承認により、会長がこれを委嘱する。
- (ウ) 顧問及び相談役は、本部役員の諮問に応じ、諸会議に出席し得るものとする。
- (エ) 顧問及び相談役は、本部役員の円滑な運営に協力するものである。

【第9章】個人情報の取り扱い

第28条 PTA が PTA 活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理、

および開示については、「江東区立第二辰巳小学校 PTA 個人情報取扱細則」

(以下、個人情報細則と呼ぶ。)に定め、適正に運用するものとする。

【第10章】補則

第29条 本会則の改定は、実行委員会により発議され、会員の過半数以上の賛成により改正

することが できる。

第30条 本会は必要に応じて、実行委員会の議決により細則を定めることができる。

第31条 本会は緊急もしくは重要事項に対処するため、実行委員会の承認を得て、臨時に特別

委員会等 を置くことができる。

第32条 本会則は平成19年5月12日より施行する。

改版履歴

平成 21年5月16日 一部改正。

平成 22年5月15日 一部改正。

平成 23年5月14日 一部改正。

平成 24年5月12日 一部改正。

平成 26年4月19日 一部改正。

平成 30年4月21日 一部改正。

令和 3年4月24日 一部改正。

令和 4年5月6日 一部改正。

令和 5年5月8日一部改正。

令和 6年5月31日一部改正。

令和 7年5月16日一部改正。

江東区立第二辰巳小学校 PTA 個人情報取扱細則

(目的)

第1条 江東区立第二辰巳小学校PTA(以下PTA)個人情報取扱細則は、PTAが保有

する個人情報 の適正な取り扱いを定めることにより、PTA活動の円滑な運営を図

るとともに、会員の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 PTAは個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において個人

情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 PTAの個人情報細則は、総会資料、PTA広報等で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報とはPTA会員個人が特定される事項とする。

PTAは、「江東区立第二辰巳小学校PTA会則第1章名称及び目的第3条および第3章活動第8条」に定めるPTA活動を行うために、個人情報の利用目的を明示した上で、会員から適正な手段により取得する。

(個人情報の利用)

第5条 1.PTAは、個人情報の取得時に明示した目的の範囲内で個人情報を利用するものと

2. PTAは、個人情報の取得時に明示した利用目的以外で個人情報を利用する場合には、 本人に同意を得るものとする。

(個人情報の管理)

第6条 1.個人情報は、会長が指定する役員、委員が適正に管理する。

2. 不要となった個人情報は、会長立会いのもとで、第三者の利用に供されることのないよう、裁断等により速やかに破棄するものとする。

(個人情報の第三者提供の制限)

第7条 個人情報は、本人の同意を得ずに第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を 除く。

(1)法令に基づく場合

- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全育成の促進に必要がある場合
- (4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務 を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の開示、訂正、破棄)

第8条 個人情報の開示、訂正、破棄を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して 書面にて会長へ申し出るものとする。PTA は、開示、訂正、破棄を希望する理由が

合理的と認められる場合、申し出の受領から2週間を目処に、これを行うものと

する。

(規約の変更)

第9条 この細則は、PTAの実行委員会において、出席者の3分の2以上(委任状含む)の

同意を得 て改正することができる。

改版履歴

なし